

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	8
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の延長（③漁業協同組合関係）
要望内容 (概要)	<p>本制度の適用期限(令和3年3月31日)の3年間延長。 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>適格合併となる共同事業合併の要件 ①被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連 ②被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事 ③（イ）売上金額、従業者数等の規模がそれぞれおおむね5倍を超えないこと 又は （ロ）被合併法人の役員のいずれかが合併法人の役員となる ④被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること →①～④を全て満たせば簿価合併が認められる</p> <p>・特例措置の内容 漁協と漁協の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば共同事業合併として適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p>
関係条文	<p>租税特別措置法第68条の2三 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4</p>
減収見込額	<p>[初年度] — (▲22) [平年度] — (▲22) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 漁協の合併を促進し、漁協の経営健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 これまでの合併の取組により、平成13年度末時点で約1,700あった沿海地区の漁協数は、令和2年度末で881となったが、漁協の経営・組織基盤は農協と比較すると総じて零細である。 漁業者や漁業生産の減少が進む中、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、販売事業の強化等の漁業者の期待に応えていけるようにするためには、経営・組織基盤の強化を推進していく必要があり、特に小規模漁協においてその必要性が高まっている。 組織・経営基盤の強化を進める上で、合併は非常に有効な手段であり、引き続き合併を推進していく必要がある。 一方、多数の漁協が参加する広域合併や既に合併した漁協へ小規模漁協が合併する事例のように、規模格差がある合併の場合には本則の適用要件を満たさないことから、本特例措置により合併の円滑化を図る必要がある。 また、漁業法の改正で、漁協には、新たに団体漁業権の管理者として、漁場を適切かつ有効に活用する責務が課せられ、資源管理や漁場活用状況の報告が義務付けられるとともに、漁場生産力を発展させるための計画の作成、取組みも求められており、漁協は沿岸漁場の資源管理において中心的な役割を果たすことが期待されている。水協法の改正では、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨が規定され、漁協の販売事業については、実践的能力を有する者を理事に選任することが義務付けられており、小売業者との直接取引やブランド化による付加価値向上に取組むことが求められている。今後、漁協がこれらの役割を</p>

	発揮していくには、本措置により漁協の経営基盤を強化することが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																
	政策の達成目標	漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）																
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																
	政策目標の達成状況	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和42年度から平成12年度までの年平均が9件、29組合であるのに対し、本特例措置創設（平成13年度）から令和2年度までの年平均は13件、55組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <p>〔平成13年度から令和2年度末までの全実績 合併件数254件、合併参加漁協数1,093組合〕</p>																
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併件数 (件)</td> <td>4 (34組合)</td> <td>1 (35組合)</td> <td>1 (13組合)</td> </tr> <tr> <td>租特適用件数 (件)</td> <td>4 (29組合)</td> <td>1 (34組合)</td> <td>1 (10組合)</td> </tr> <tr> <td>減収見込額 (百万円)</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協であり、偏りはない。また、各漁協において都道府県等と協議し計画性を持って導入する必要があるため、手続きに長時間を費やすことから、適用件数は僅少ではない。</p>	区分	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	合併件数 (件)	4 (34組合)	1 (35組合)	1 (13組合)	租特適用件数 (件)	4 (29組合)	1 (34組合)	1 (10組合)	減収見込額 (百万円)	26	30	9
	区分	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)														
合併件数 (件)	4 (34組合)	1 (35組合)	1 (13組合)															
租特適用件数 (件)	4 (29組合)	1 (34組合)	1 (10組合)															
減収見込額 (百万円)	26	30	9															
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成13年4月（本特例措置創設）から令和3年3月末までに、254件（1,093組合）の合併が実現し、15%に当たる39件（438組合）が本特例措置による適格合併に該当しており、合併促進のインセンティブとなっている。																	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 漁協経営基盤強化対策支援事業 約 557 百万円 県域で定める合併基本方針に基づく合併等により経営基盤強化を目指す漁協等に対し、事業改善計画等の策定支援や合併時に必要となる立ち上がり資金の利子助成等。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	漁協の組織・経営・事業改革を促進するための支援及び合併による事業改善等取組支援を本税制と組み合わせることで、効果的に漁協の経営健全化・基盤強化を図る。
	要望の措置の妥当性	漁協合併では制度上、合併前に組合員の2/3以上の同意が必要であり、通常の税制では合併により資産に評価益が生じる場合は課税により組合員に新たな負担が生じ、2/3の同意を得ることが困難となることから、これが漁協合併の大きな阻害要因となっている。事業規模にかかわらず合併漁協が引き継ぐ資産の簿価評価を認める本特例は、合併時の負担を軽減することにより、組合員の同意を得るインセンティブとなっている。さらに、合併漁協への欠損金の引継ぎを認めることで、多額の欠損金を抱え、破たんにより地域経済に多大な影響を及ぼす恐れのある経営不振漁協の合併が可能となり、当該漁協の経営再建を図ることができる。これらの措置により、漁協合併が促進され、漁協系統全体の経営が安定する効果がある。

税負担軽減措置等の適用実績	区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)
	合併件数 (件)	6 (16組合)	3 (7組合)	7 (63組合)
	本則適用件数 (件)	6 (16組合)	3 (7組合)	6 (20組合)
	租特適用件数 (件)	0 (0組合)	0 (0組合)	1 (43組合)
	減収見込額 (百万円)	0	0	39
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和42年度から平成12年度までの年平均が9件、29組合であるのに対し、本特例措置創設（平成13年度）から令和2年度までの年平均は13件、55組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <p>〔平成13年度から令和2年度末までの全実績 合併件数254件、合併参加漁協数1,093組合〕</p>			
前回要望時の達成目標	漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時（平成30年3月末）の漁協数は955であり、今回要望時（令和3年3月末）までに16件（参加組合数86組合）の合併があり、漁協数は881となっている。			
これまでの要望経緯	<p>平成13年度創設 平成16年度延長 平成19年度延長 平成20年度拡充 （漁業協同組合合併促進法の期限終了を受け、同法の認定を受けていない漁業協同組合間の合併についても適用対象とする。） 平成22年度延長 平成25年度延長 平成28年度延長 令和元年度延長</p>			